

制 度 名	循環型社会形成推進交付金（国事業）	主管課名	資源循環推進課・企画調整 G		
		問合せ先	029-301-3020		
目的・趣旨	市町村、一部事務組合が循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備に要する経費を助成する。				
〔対象団体〕 市町村及び一部事務組合					
〔対象事業〕 廃棄物処理施設の整備事業					
〔補助要件等〕 (1) 環境省の承認を受けた「循環型社会形成推進地域計画」に定められていること。 (2) 交付対象経費の額が 10,000 千円以上であること（計画支援事業等は除く）。 (3) 人口 5 万人以上または面積 400 km ² 以上の地域が実施する事業であること（過疎地域等は除く）。					
〔対象経費〕 対象事業の実施に要する経費					
〔補助限度額等〕 (1) マテリアルリサイクル推進施設：新設、増設に要する費用の 1/3（2/5） (2) エネルギー回収型廃棄物処理施設：新設、増設に要する費用の 1/3～1/2 ・高効率エネルギー回収設備及び必要な災害対策設備を備えた施設 1/2（3/5） ・上記以外 1/3 (3) 有機性廃棄物リサイクル推進施設：新設、増設に要する費用の 1/3 (4) 最終処分場：新設、増設に要する費用の 1/3 (5) 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業：事業に要する費用の 1/3 ※（）内の割合は、新たに広域的な処理をする場合。統合する施設数等の要件あり。					
〔経費負担割合〕					
区 分		国	県	市町村	その他
(1)マテリアルリサイクル推進施設整備事業		1/3	—	2/3	—
(2)エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業		1/3	—	2/3	—
		1/2	—	1/2	—
(3)有機性廃棄物リサイクル推進施設整備事業		1/3	—	2/3	—
(4)最終処分場整備事業		1/3	—	2/3	—
(5)廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業		1/3	—	2/3	—
〔令和 7 年度当初予算額〕 — 千円		〔令和 7 年度補助対象団体〕 令和 7 年 4 月頃決定予定			
〔備考〕					

No. 18-2

制 度 名	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (国事業)	主管課名	資源循環推進課・企画調整 G		
		問合せ先	029-301-3020		
目的・趣旨	市町村、一部事務組合が、高効率な廃熱利用と大幅な省エネが可能な設備の導入により得られるエネルギーを有効活用する、当該施設を中心とした自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の整備に要する経費を助成する。				
〔対象団体〕 市町村及び一部事務組合					
〔対象事業〕 エネルギー回収型廃棄物処理施設の改良又は新設					
〔補助要件等〕 (1) 環境省の承認を受けた「循環型社会形成推進地域計画」に定められていること。 (2) 交付対象経費の額が 10,000 千円以上であること。(計画支援事業等は除く)。 (3) 人口 5 万人以上または面積 400 ㎢以上の地域が実施する事業であること (過疎地域等は除く)。					
〔対象経費〕 対象事業の実施に要する経費					
〔補助限度額等〕 エネルギー回収型廃棄物処理施設事業：改良・新設にかかる費用の 1/3～1/2 ※高効率エネルギー回収設備及び必要な災害対策設備を備えた施設 1/2 ※上記以外 1/3					
〔経費負担割合〕					
区 分		国	県	市町村	その他
エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業		1/3	—	2/3	—
		1/2	—	1/2	—
〔令和 7 年度当初予算額〕 — 千円		〔令和 7 年度補助対象団体〕 令和 7 年 4 月頃決定予定			
〔備考〕					